

小林市公告第 102 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を令和 7 年 12 月 1 日付けで変更し、同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 1 日

小林市長 宮原 義久

記

- 1 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を変更した地区
紙屋地区、東麓地区、三ヶ野山地区
- 2 縦覧場所
野尻庁舎 地域振興課